



令和元年	8月	27日
午前・午後		9時16分受領

令和元年 8月 27日

南山城村 議会議長

廣尾 正男 様

南山城村議会議員 齋藤 和憲



## 一 般 質 問 通 告 書

次の通り通告します

質問事項	質 問 の 要 旨	質問の相手
1、メガソーラー開発計画について	<p>前村長はメガソーラー開発の許可は京都府として、村の自然を壊す80haの開発を認めて来た。村の長なのに村民の願いより、業者優先の行政をしてきた。今回、住民本位を掲げた村長が当選された。そこで質問する</p> <p>① メガソーラー開発に対し、業者は住民説明会で約束した内容は誠意を持って順守すべきだ。また 村は村民の立場に立って指導すべきと思うが、村の方針を確認したい。</p> <p>② 村と業者が結んだ「協定書」の第7条の農薬及び除草剤使用について、業者が使用しないと約束しているにも関わらず、今迄の村の態度は明確に否定していない。新村政の態度を再度確認したい。</p> <p>③ 1月25日に府は許可を出し、業者は工事を開始したが、さまざまな問題が生じていると聞く。村は把握しているのか</p> <p>④ 6月5日に開発業者から、「地域振興及び村発展」の名目で太陽光発電設備とグランドゴルフの寄贈が大々的に報道された。これを受け条件として、本事業の建設工事及び本事業の実現などが地域貢献の覚書で確認されている。これでは業者に対して何も言えない。飴と鞭ではないか</p>	村長
2、ニュータウン内下水道（汚水処理）施設について	<p>1975（s 50）年8月8日に村と業者とで協定書が結ばれ、これに基づいて今までニュータウンの汚水処理施設の運営がされてきた。この間、下水道調査委員会、下水道対策委員会が設置され、村への施設移管を訴えて来た。当初は村との2者協議（自治会・村）や業者を含めた4者協議も実施されてきたが、前村政になってからは2者協議も4者協議も協定書の5条（維持管理は永久的に開発業者が行う）を盾に実施されなかった。2016年（H28）年に議会の後ろ盾もあり、ようやく2者会議、4者会議が再開された。しかし、村の重要なライフラインにも関わらず、協定書の5条を盾に全てにおいて傍観者の立場で何ら対応をして来なかった。そこで質問をする。</p> <p>この施設を住民の重要なライフラインとして位置づけ、村は2者協議や4者協議も含め、今後積極的に関与されるのか確認したい。</p>	村長
3、南山城村高度情報ネットワーク事業について	<p>南山城村高度情報ネットワーク事業について、質問する。</p> <p>① 現在の加入数及び増減をは確認したい。</p> <p>② 現システムの基本的な問題点は何か、確認したい。</p>	村長

(注) 1 質問の要旨は、具体的に記載してください。（議員必携150ページ）  
 2 質問の相手は、村長、行政委員の長または監査委員とします。